

薪ストーブの設置に補助を行います！ (益田市循環型木材利用推進事業補助金)

益田市では、市内の森林から搬出された伐採木等の森林資源の利用拡大を図り、これによって適正な森林整備・保全を推進することを目的として、薪ストーブの購入や設置に対する補助を行います。

対象者

次の要件を全て満たす方です。

- (1) 市内に住所を有する個人（転入予定者を含む。）または市内に事業所を有する事業者（法人、個人事業主及び任意団体等。）であること。
- (2) 市税（転入予定者は、現住所地における市町村税。）の滞納がないこと。
- (3) 市内の住宅または事業所等において、薪を主燃料として使用する未使用品の薪ストーブを新たに設置すること。
- (4) 当該年度内に薪ストーブの設置を完了できること。

補助金を受ける方の責務

市内の森林から生産された薪を主燃料として使用し、市内の森林資源の利用拡大を図り、これにより適正な森林整備・保全に貢献するように努めることとする。

※ 補助金制度の目的をご理解いただき、ご協力をお願いします。



補助金額 等

20万円 以内

補助対象経費の3分の1 以内

(千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。)

補助金の交付の対象となる経費は、薪ストーブの購入及び設置に要する費用（運送料、設置工事費用及び付属品に係る費用を含む。）です。

※ 一戸の建物につき1回を限度とします。



裏面へ続く⇒

申請方法

薪ストーブを購入する前に、「益田市循環型木材利用推進事業補助金交付申請書」(様式第1号)に次の書類を添付して提出してください。

- (1) 補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し
- (2) 薪ストーブの仕様が確認できるカタログ等の写し
- (3) 設置箇所の見取図
- (4) 交付申請前3月以内に取得した納税証明書
- (5-1) 個人が交付申請する場合(転入予定者として申請をする場合を除く。)
交付申請前3月以内に取得した住民票の写し
- (5-2) 法人が交付申請する場合
交付申請前3月以内に取得した当該法人の登記事項証明書
- (6) 「薪ストーブ設置同意書」(様式第2号)(建物の所有者が複数の場合
または所有者が申請者と異なる場合に限る。)
- (7) その他市長が必要と認める書類

注意!! 設置した後または設置工事(薪ストーブや資材の購入も含む。)に着手した後の申請はできません。

留意事項

- ・ ペレットストーブは対象外です。
- ・ 補助金を受けて設置した薪ストーブの利用状況等の情報提供を求める場合があります。
- ・ 薪ストーブの設置及び使用は、関係する法令を順守し近隣に配慮して行ってください。
- ・ 山林の木を伐採する際には、伐採届の提出が必要です。
- ・ 年度の途中であっても予算の上限に達した場合は、申請書の受付を終了します。

<お問合せ先>

益田市 産業経済部 農林水産課

電話：0856-31-0313

FAX：0856-24-0452

益田市農林水産課 令和元年6月作成